

お知らせ

年末年始のお知らせ
下記の期間を休業とさせていただきます。
平成27年12月26日（土）～平成28年1月3日（日）
ご迷惑をお掛けしますがよろしくお願ひ申し上げます。

NEWS LETTER

今年最後のニュースレターとなりました。最近、当レターを楽しみにしておられるといったお話もいただくようになり、スタッフ一同頑張って作成しております。弊所のスタッフも全員がそれぞれ担当の事業をもち、その事業の持つ役割と、それを遂行することの意味を理解したうえで今年1年頑張ってきました。このニュースレターもその一つになります。まだまだ改善の余地は多々あると思いますので、来年もご指導ご鞭撻のほど宜しくお願ひします。

岡村 景明

12
2015
vol.24



クリスマスローズ



■ まだ間に合うっ!! 『ふるさと納税』

■ トライヤル・ウィーク Vol.2 ご報告

■ お知らせ

飲食店様向けセミナー 緊急追加情報!!

Message From Staff

～今年の目標結果～

■ 4文字とも苦手です

■ 目標再設定

■ あれっ!?まさか!!

■ 要るかな?何に?いつまで?

岡村税理士事務所

兵庫県神戸市灘区永手町5丁目2-24-202

TEL: 078-862-3186 / FAX: 078-862-3187

URL: <http://www.okamura-tax.jp/>



まだ間に合うっ！！ ふるさと納税

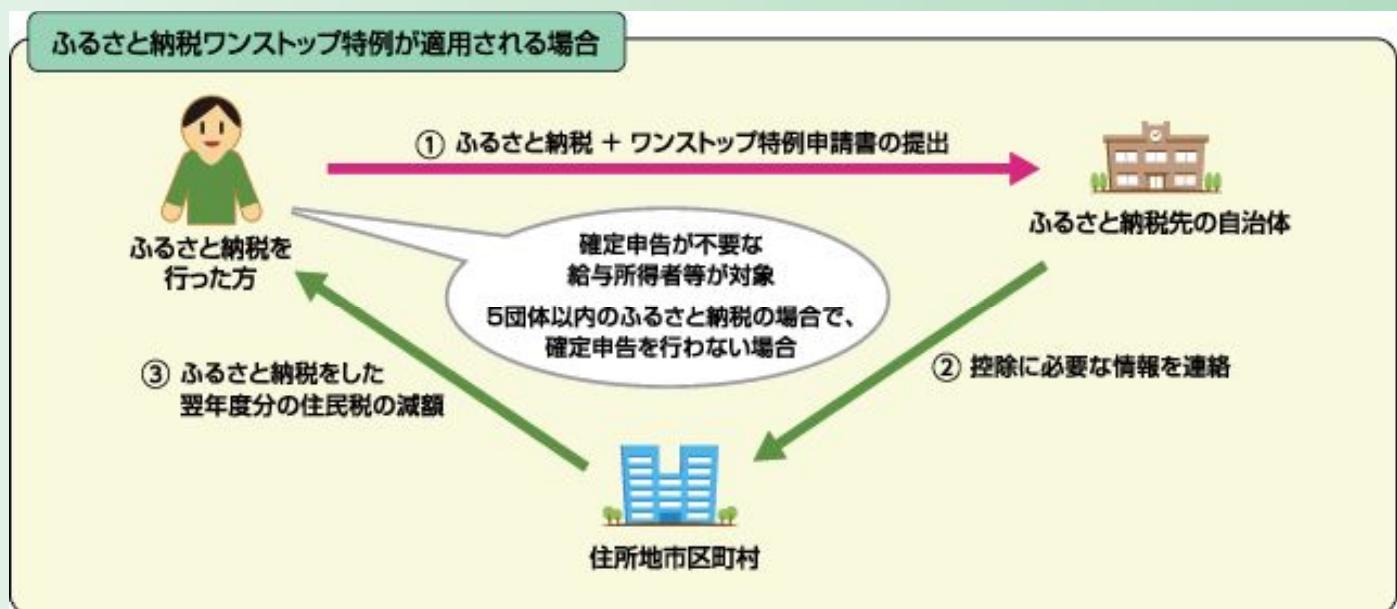


今年より大きく変わったふるさと納税についてお伝えさせていただきます。

ふるさと納税ってトライしてみたいけど大変そう...と悩まれている皆さま！まだ間に合います！！

今回はサラリーマンやOLさんにように給与所得者の方に適した「ワンストップ特例制度」について詳しく見て行きましょう！

確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組み「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。特例の申請にはふるさと納税先の自治体数が5団体以内で、ふるさと納税を行う際に各ふるさと納税先の自治体に特例の適用に関する申請書を提出する必要があります。



特例の適用申請後に、転居による住所変更等、提出済の申請書の内容に変更があった場合、ふるさと納税を行った翌年の1月10日までに、ふるさと納税先の自治体へ変更届出書を提出してください。

このふるさと納税ワンストップ特例制度は、平成27年4月1日以降に行うふるさと納税が対象です。平成27年1月1日から3月31日までにふるさと納税を行っている方は、平成27年中のふるさと納税について控除を受けるためには、確定申告を行う必要があります（平成28年以降のふるさと納税については、5団体以内であれば、ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けることが可能です。）。

なお、5団体を超える自治体にふるさと納税を行った方や、ふるさと納税の有無にかかわらず確定申告を行う方も、ふるさと納税についての控除を受けるためには、これまで同様に確定申告を行う必要があります。

また、ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける方は、所得税からの控除は発生せず、ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う住民税の減額という形で控除が行われます。

*ふるさと納税先の自治体によって、申請書が異なることがありますので、ふるさと納税先の自治体にお問い合わせください。

↓ 申請書 記入見本 ↓

The sample application form is for the "Furusato Natto + One-Stop Special Rule Application Form". It includes fields for personal information (name, address, phone number), deduction amount (20,000 yen), and checkboxes for specific conditions related to the deduction. The form is in Japanese and includes a red box highlighting the "One-Stop Special Rule" section.

トライやる・ウイーク

Vol.2 神戸市立御影中学校
第69期生

製麺工場見学

10月に続き11月も、神戸市立御影中学校より男の子2名がトライやる・ウイークで岡村税理士事務所へやってきました！



11月10日(火) 1日目

- *所長より「税理士」という職業についての講義
- *川端より「消費税」についての講義



消費税の講義

11月11日(水) 2日目

- *お客様の製麺工場の見学会
- *「株式会社トライやる・ウイーク」の経理【振替伝票の作成】

11月12日(木) 3日目

- *「株式会社トライやる・ウイーク」の経理

【会計ソフトへ振替伝票の入力】【消費税の申告書作成】

事務所HPに中学生からの
お礼状掲載します

11月13日(金) 4日目

- *お客様の青果販売店の見学会
- *灘税務署の見学会
- *「株式会社トライやる・ウイーク」の経理
【資料の整理・綴り作成】



税務署見学



平成28年Vol.1

お知らせ 飲食店 売上・利益アップセミナー

追加情報!

平成28年最初の飲食店様向けセミナーは、内容がさらに充実した3部制となります！

1部：メニュー表で売上・利益アップ！

講師 遠山景子氏／一般社団法人日本フードアドバイザー協会 アドバイザー

2部：経営に必要な経営分析！！

講師 岡村景明／岡村税理士事務所 所長税理士

3部：AirREGI（エアレジ）でもっと簡単自由に！！！

講師 小野慎太郎氏／株式会社リクルートライフスタイル

飲食店事業を成功させるためのノウハウをびっしり詰め込んだセミナーとなっております！参加費無料のこの機会をお見逃しなく！！

日時：平成28年1月18日(月) 14:00～16:00

場所：神戸市産業振興センター 会議室906号室

参加ご希望のお客様は弊所までご連絡ください。



Message From Staff

～今年の目標結果～



4文字とも苦手です

私の今年の目標は字をきれいに書けるようになることでした。結果はと言いますと...やはりまだまだですね！！（赤字がお見本、黒字が直江です）
1月当初の字はふにゃふにゃですね。



12月現在の字もまだまだ流れるようには書いていません。字を書く練習は学生時代以来でしたが、書き順の間違い等も発見てきて良い機会になりました♪来年も引き続き特訓したいと思います！ちなみに「直」「江」「美」「佳」、4文字とも苦手です。笑
直江 美佳



目標再設定

今年の目標は継続して体幹トレーニングを行う事でした。運動不足が気になり健康的な体になればと思っていたが、半年ぐらい経って実感したのは体重は変わらないものの筋肉が脂肪になり、体が若干柔らかくなったと思える程度の効果です。



やはり2~3分のトレーニングでは効果はないのか、今は月1回5~7キロ走っています。これを踏まえて来年は計画的に運動をしたいと思います。

松尾 圭司



あれっ!?まさか!!

目標は「立位体前屈で床に触ること」でしたが...
残念ながら目標不達成でした(>_<)!!!



去年の12月



今年の12月

でも人生最高記録です♪♪

«♪(▽)/» «♪(ー)/» «♪(▽)/»

あれ？今年のがちょっと太ってない？！((((:(△))))
川端 優美



要るかな？何に？いつまで？

今年の目標は「断捨離」でした。

ポイントとしては、

①受け取ったもの（手紙など）は帰ってすぐ要るか要らないかに分別。

②要るものは誰のものか何のものかに分けて保管。

③所持するのも期限まで。

例外で、子どもの作ったものは捨てづらいですので、季節の間飾ったりして、最後は「また作ってね♪」といつて写真を撮って捨てていました！

振り返り、必要に応じて新しいものを買いましたが、多少ものが増えたのとまだ潔く捨てきないので、総合的に70点くらいだったと思います。

竹内 菜美

岡村税理士事務所／(株)プラス・アルファ

JR神戸線 六甲道駅下車徒歩1分

お近くにお越しになられた際は、お気軽にお立ち寄りください。

